

証券コード 9312  
平成29年6月8日

株 主 各 位

東京都港区海岸3丁目4番20号  
**ケイヒン株式会社**  
代表取締役社長 大津育敬

## 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸3丁目4番20号  
当社 本社6階会議室

### 3. 総会の目的事項

- 報告事項
1. 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.keihin.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、円高や個人消費の回復の遅れもあり、生産や輸出は弱い動きとなり、景気回復の動きは緩やかなものとなりました。

このような環境の中、当社グループにおいては、国内貨物の取扱いは堅調に推移しましたが、輸出入貨物の取扱いや輸出車両の海上輸送の取扱いが減少し、港湾作業の取扱いも減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は423億5千2百万円（前期比34億9千7百万円の減収、7.6%減）となり、営業利益は国際物流事業の売上減等により9億9千6百万円（前期比4億6千8百万円の減益、32.0%減）、経常利益は8億7千2百万円（前期比4億8百万円の減益、31.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億1千万円（前期比4億1千8百万円の減益、45.0%減）となりました。

当社グループのセグメント別概況は、次のとおりであります。

#### セグメント別事業内容および売上高

セグメント	主要な事業内容	当期 (百万円)	前期 (百万円)	前期比増減	
				金額(百万円)	比率(%)
国内物流事業	倉庫保管、倉庫荷役、流通加工、 陸上運送	26,413	25,658	755	2.9
国際物流事業	国際運送取扱、航空運送取扱、 通関、港湾作業	16,984	21,224	△4,239	△20.0
セグメント間 内部売上高		△1,045	△1,032	△13	—
合計		42,352	45,849	△3,497	△7.6

## 国内物流事業

国内物流事業におきましては、倉庫業は、既存施設が堅調なことに加え、大阪北摂エリアにおける茨木流通センター新設に伴う取扱い増等により、売上高は61億5千7百万円（前期比5.2%増）となり、陸上運送業は、一般貨物輸送の取扱いは減少しましたが、配送取扱い件数が増加し、売上高は144億3千万円（前期比0.7%増）、流通加工業は、取扱いの増加により、売上高は49億9千万円（前期比6.6%増）となりました。

以上の結果、国内物流事業の売上高は264億1千3百万円（前期比7億5千5百万円の増収、2.9%増）となりましたが、営業利益は新規施設の開設等に伴う一時的な固定費の増加により、17億7千8百万円（前期比2億3千9百万円の減益、11.9%減）となりました。

## 国際物流事業

国際物流事業におきましては、国際運送取扱業は、複合一貫輸送や海運貨物の取扱いが減少したほか、輸出車両の海上輸送の取扱いが減少し、売上高は141億1千3百万円（前期比22.0%減）となり、港湾作業は、船内荷役・沿岸荷役とも減少し、売上高は20億2千8百万円（前期比12.5%減）となりました。

一方、航空運送取扱業は、輸出入貨物の取扱いが増加し、売上高は8億4千2百万円（前期比5.0%増）となりました。

以上の結果、国際物流事業の売上高は169億8千4百万円（前期比42億3千9百万円の減収、20.0%減）となり、営業利益は輸出車両の海上輸送の取扱いが減少したこと等により、6億6百万円（前期比2億5千5百万円の減益、29.6%減）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の国内景気動向につきましては、生産や輸出に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移するものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、国内物流事業においては顧客ニーズに対応した質の高いサービスを提供することにより倉庫・流通加工・陸上運送での付加価値の高い新規顧客の獲得と安定的な貨物取扱いの確保に努め、国際物流事業においては国内と海外現地法人との連携による国際複合輸送やプロジェクト貨物輸送の取扱い拡大、輸出車両輸送事業における三国間輸送の取扱い拡大を推進するほか、海外を含む有力拠点への施設の拡充も視野に入れ、収益向上を図るとともに、組織体制の見直しによる業務の効率化を進め、事業基盤の強化を行い業績の回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご指導とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1億4千9百万円であり、その主なものは東京地区および横浜地区における物流施設の改修工事であります。

なお、当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、銀行借入金および自己資金によりまかなっております。

## (4) 財産および損益の状況

区 分	平成25年度 第67期	平成26年度 第68期	平成27年度 第69期	平成28年度 第70期(当期)
売上高(百万円)	44,307	47,808	45,849	42,352
経常利益(百万円)	1,095	1,707	1,281	872
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	635	300	929	510
1株当たり当期純利益(円)	9.73	4.60	14.23	7.82
総資産(百万円)	44,701	45,229	41,658	42,057
純資産(百万円)	14,115	14,789	14,831	15,656
1株当たり純資産(円)	216.16	226.50	227.15	239.79

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
ケイヒン配送株式会社	90百万円	100.0 (29.6)	流通加工、宅配
ケイヒン陸運株式会社 (本店 東京都足立区)	30	100.0 (75.0)	陸上運送、倉庫荷役、 流通加工
ケイヒン陸運株式会社 (本店 愛知県大府市)	50	100.0 (75.0)	
ケイヒン陸運株式会社 (本店 兵庫県神戸市)	90	100.0 (80.0)	
ケイヒン海運株式会社	10	100.0 (—)	国際運送取扱、通関、 船舶代理店
ケイヒン港運株式会社	52	100.0 (75.0)	国際運送取扱、通関、 港湾作業
ケイヒン航空株式会社	50	100.0 (75.0)	航空運送取扱、通関
ケイヒンコンテナ急送株式会社	30	100.0 (75.0)	海上コンテナ輸送
オーケーコンテナエクスプレス株式会社	20	100.0 (100.0)	
ダックシステム株式会社	10	100.0 (80.0)	物流システムソフト開発、 情報処理
ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド	1,000千香港ドル	100.0 (—)	国際運送取扱、通関
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	27,454千フィリピン ペソ	100.0 (—)	
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	8,250千フィリピン ペソ	100.0 (80.0)	
ケイヒン マルチトランス(シンガポール) プライベート リミテッド	1,200千シンガポール ドル	100.0 (—)	
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	10,000千ニュータイワン ドル	50.0 (25.0)	

(注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合であります。

2. ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

## (6) 主要な営業所

### ① 当 社

名 称	所 在 地	所 属 事 業 所
本 社	東京都港区	
関 東 営 業 部	東京都港区	新お台場・大井8号・大井輸出入・ワールド（青海）・城北・港南・板橋・千葉・大黒埠頭・山下埠頭・本牧・本牧CC・神奈川
国 際 輸 送 営 業 部	東京都港区	
プロジェクトカーゴ営業部	東京都港区	
海上・ターミナル営業部	神奈川県横浜市	
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	名港西・大府・中川
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	堺浜・茨木・高槻・門真・六甲冷蔵・新港埠頭・摩耶埠頭
宅 配 統 轄 部	神奈川県横浜市	

### ② 子会社および関連会社

会 社 名	本社所在地
ケイヒン配送株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン陸運株式会社	東京都足立区
ケイヒン陸運株式会社	愛知県大府市
ケイヒン陸運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン海運株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン港運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン航空株式会社	東京都港区
ケイヒンコンテナ急送株式会社	東京都品川区
オーケーコンテナエキスプレス株式会社	神奈川県横浜市
ダックシステム株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン マルチトランス（ホンコン）リミテッド	香港
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	フィリピン
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	フィリピン
ケイヒン マルチトランス（シンガポール）プライベート リミテッド	シンガポール
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	台湾

(注) ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
国内物流事業	572名	7名減
国際物流事業	333名	8名減
全社（共通）	66名	1名増
合計	971名	14名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で1,081名おります。  
3. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
323名	1名減	40.8歳	17.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で142名おります。

## (8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,935百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,882
株式会社日本政策投資銀行	1,287
朝日生命保険相互会社	1,172
株式会社三井住友銀行	1,154

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 248,000,000株                 |
| ② 発行済株式の総数   | 65,364,457株（自己株式69,327株を含む。） |
| ③ 株主数        | 3,805名                       |
| ④ 大株主（上位10名） |                              |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,218 <sup>千株</sup>	9.52%
京友商事株式会社	5,635	8.63
朝日生命保険相互会社	4,970	7.61
東京海上日動火災保険株式会社	4,827	7.39
フィード・ワン株式会社	4,653	7.13
株式会社横浜銀行	3,255	4.99
株式会社三井住友銀行	2,759	4.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,964	3.01
共栄火災海上保険株式会社	1,223	1.87
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,000	1.53

（注） 出資比率は、自己株式（69,327株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大津 育敬	代表取締役社長		・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長
杉山 光延	専務取締役	営業統轄部長 兼 関東営業部長	
浅脇 誠	常務取締役	国際輸送営業部長 兼 通関部長	・ケイヒン マルチトランス（シャンハイ）カンパニー リミテッド代表取締役社長
関本 篤弘	常務取締役	宅配統轄部長	・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長
尾曲 裕之	取締役	プロジェクトカーゴ営業部長	
坂井 賢敏	取締役	海上・ターミナル営業部長	・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長
荒井 正俊	取締役	財務部長	
桑嶋 耕造	取締役	人財開発部長	
野村 洋資	取締役	総務部長	
大津 英敬	取締役	社長室長 兼 システム統轄部長	
吉村 裕	取締役	関西営業部長	・ケイヒン陸運株式会社（本店 兵庫県神戸市）代表取締役社長 ・ケイヒン港運株式会社代表取締役社長
酒井 透	取締役		・フィード・ワン株式会社取締役特別顧問
本保 芳明	取締役		・国土交通省観光庁参与 ・東京工業大学特任教授 ・首都大学東京特任教授
漆畑 光一	常勤監査役		
影山 好伸	常勤監査役		
室 明	常勤監査役		
森 信一	監査役		・東亜道路工業株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役酒井透および本保芳明の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役影山好伸および監査役森信一の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役漆畑光一氏は、当社財務部における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役酒井透および本保芳明の両氏ならびに常勤監査役影山好伸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。  
 5. 平成28年6月29日開催の第69期定時株主総会において、大津英敬および吉村裕の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
 6. 平成28年6月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により山川卓および川口英哉の両氏は取締役に退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役2名および監査役4名との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該社外取締役または監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものです。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報酬等の額
取 締 役	15名	218百万円
監 査 役	4	37
合 計	19	255

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役2名に対する報酬等の総額は、13百万円であります。  
2. 上記のうち、社外監査役2名に対する報酬等の総額は、13百万円であります。  
3. 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額74百万円（取締役68百万円、監査役6百万円）が含まれております。  
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額79百万円を支払っております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況

取締役酒井透氏は、フィード・ワン株式会社の取締役特別顧問であります。なお、当社と同社とは相互に株式を保有しております。また、同社とは物流業務等の取引があるものの、その額は僅少であります。

取締役本保芳明氏は、国土交通省観光庁参与および東京工業大学・首都大学東京の特任教授であります。なお、当社と国土交通省観光庁、東京工業大学および首都大学東京との関係で記載すべき該当事項はありません。

### ② 他の法人等の社外役員との重要な兼職の状況

監査役森信一氏は、東亜道路工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と東亜道路工業株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。

### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ④ 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
酒井 透	取締役	当事業年度開催の取締役会に10回中9回出席し、会社経営者としての豊富な経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
本保 芳明	取締役	当事業年度開催の取締役会に10回中8回出席し、国土交通省における長年の経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
影山 好伸	監査役	当事業年度開催の取締役会10回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。
森 信一	監査役	当事業年度開催の取締役会に10回中9回、また、監査役会に12回中10回出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。

#### (5) 会計監査人に関する事項

##### ① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 会計監査人の報酬等の額

(i) 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

(ii) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(i)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法、公認会計士法等の法令に定める事由の発生等により、会計監査人の職務の適切な執行に支障をきたすことが認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会社法第340条の規定により、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

(i) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

(ii) 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

(iii) 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・運営が著しく不当と認められたため。

### 3. 会社の体制および方針

#### (1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、将来における企業の成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、平成29年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 5円00銭  
配当総額 326,475,650円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月30日

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム(当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制)を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定する。
  - ② コンプライアンスの統轄組織として「危機管理委員会」を設置し、違反行為に対する予防、対応、再発防止のための措置等を行う。また、その下部組織として、「コンプライアンス統轄チーム」を設け、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス体制の整備・推進を図る。

- ③ コンプライアンスに関する内部通報制度として「ヘルプライン」を設け、その窓口として「社内ヘルプライン窓口」を当社内に、「社外ヘルプライン窓口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置する。
- ④ コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を経て、その内容・対処案等を代表取締役、取締役会、監査役に報告する。
- ⑤ 内部監査部門として「内部統制室」を置き、「内部監査規程」に基づいてコンプライアンスを含めた内部監査を行う。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で関係を遮断する。

## 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営リスクの統轄組織として、「危機管理委員会規程」に基づき「危機管理委員会」を設置し、リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、および再発防止のための措置など、リスク管理体制の整備・推進を図る。
- ② 損失等の発生が懸念・予測される場合、および現実が発生した場合は、直ちに「危機管理委員会」に報告する。
- ③ 損失が発生した場合は、必要に応じて「対策本部」を設置し、損失の拡大を防止するとともに、損失を最小限に止める措置を講ずる。
- ④ 「内部統制室」は、監査計画を策定し、定期的に内部監査を実施する。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率性を図るとともに、取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催するなどして、その意思決定の迅速性を確保する。
- ② 取締役、監査役、必要によりグループ会社社長および関係者を構成員とする「グループ統轄会議」を原則として毎月2回程度開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

## 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、法令および「取締役文書管理規程」に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役および監査役は、これら職務執行情報を閲覧できるものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① コンプライアンス体制とリスク管理体制については、当社とグループ会社とを一体化した体制を整備し、当社「危機管理委員会」が統轄するものとする。
  - ② グループ会社もコンプライアンスに関する内部通報制度を定め、「ヘルプライン」を設け、その窓口として「社内ヘルプライン窓口」を当社内に、「社外ヘルプライン窓口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置し一元的に対応する。
  - ③ グループ会社の業務運営については、「グループ統轄会議」において適時報告を受けるとともに、経営管理上および業務遂行上の重要事項について審議を行う。
  - ④ グループ会社の内部監査は、当社「内部統制室」が統轄して、外部専門家である監査法人に実施を委託し、その監査結果は、当社社長・当該グループ会社社長および「グループ統轄会議」に報告する。
  - ⑤ 当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制の評価および改善・指導は、当社「内部統制室」が行う。
  
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
  - ① 監査役の職務の補助は、「内部統制室」の使用人が兼務して行う。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関し取締役および内部統制室長の指揮命令を受けない。
  - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
  
7. 取締役および使用人等の監査役への報告に関する体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社の取締役は、当社の使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受けた場合、ならびに自らその事実を発見した場合は、社内規程に従って、直ちに代表取締役に報告し、監査役に通知する。
  - ② 当社の監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書をモニターし、必要に応じて当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から説明を受けることができるものとする。

- ③ 当社の「危機管理委員会」は、当社およびグループ会社の「ヘルプライン」への通報等に基づく調査結果の概要等について、当社監査役に対して報告する。
- ④ 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、会合を開催し情報および意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、当社の監査役が当該職務の執行のための費用を請求するときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組みは、次のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する体制

ケイヒングループのすべての取締役および使用人に法令等の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定し周知しております。また、当社とグループ会社とを一体化した体制として、コンプライアンス関連事項についての報告・相談窓口となる「コンプライアンスオフィサー」を各部署に配置するとともに、内部通報制度として「ヘルプライン」を設け、「社内ヘルプライン窓口」に加え、社外の弁護士事務所を窓口とする「社外ヘルプライン窓口」を設置しております。

2. リスク管理に関する体制

リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、再発防止のための措置などを審議するための組織として「危機管理委員会」を設置してグループ会社を含めた一体的なリスク管理を行っており、四半期ごとに取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

3. 内部監査に関する体制

「内部統制室」が、監査計画を策定し定期的に内部監査を実施しており、グループ会社の内部監査は「内部統制室」が統轄して、外部専門家に委託し実施しております。

4. 取締役の効率的な職務執行に関する体制

定例のほか取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催して意思決定の迅速性を確保するほか、「グループ統轄会議」を月2回程度開催して、業務執行に係る意思決定やグループ会社の経営管理・業務遂行に係る重要事項の審議を機動的に行っております。

5. 監査役監査の実効性確保に関する体制

監査役は、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る文書をモニターし、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役、使用人等に説明を求めるほか、「内部統制室」や会計監査人との情報・意見交換や代表取締役との会合を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりです。

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

そのような大規模買付行為を行おうとする者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をしてまいります。

以 上

※本文中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,381</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,438</b>
現金及び預金	1,715	営業未払金	3,616
受取手形及び営業未収金	5,315	短期借入金	5,888
繰延税金資産	38	リース債務	138
その他の	1,318	未払法人税等	76
貸倒引当金	△6	繰延税金負債	0
		その他の	1,719
<b>固 定 資 産</b>	<b>33,613</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>14,962</b>
(有形固定資産)	25,901	社 債	4,000
建物及び構築物	15,726	長期借入金	6,517
機械装置及び運搬具	1,259	長期未払金	39
器具及び備品	348	リース債務	388
土地	8,074	繰延税金負債	237
リース資産	484	役員退職慰労引当金	769
建設仮勘定	7	退職給付に係る負債	2,620
		その他の	389
(無形固定資産)	1,557	<b>負 債 合 計</b>	<b>26,400</b>
借地権	977	純 資 産 の 部	
その他の	580	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,854</b>
(投資その他の資産)	6,154	資 本 金	5,376
投資有価証券	5,487	資 本 剰 余 金	4,415
繰延税金資産	113	利 益 剰 余 金	5,075
その他の	582	自 己 株 式	△13
貸倒引当金	△29	その他の包括利益累計額	802
<b>繰 延 資 産</b>	<b>62</b>	その他有価証券評価差額金	1,178
社債発行費	62	為替換算調整勘定	△181
		退職給付に係る調整累計額	△194
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,057</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,656</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>42,057</b>

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
売上高		42,352
売上原価		39,498
製作人賃減税その他	28,298	
案件借償	5,649	
却	2,479	
の	1,753	
の	311	
の	1,006	
総利益		2,854
一般管理費		1,857
営業外収益		996
受取利息及び配当金	161	203
その他	41	
営業外費用		326
支払利息	229	
その他	97	
特別利益		872
固定資産処分損	29	35
関係会社株式評価損	6	
税金等調整前当期純利益		837
法人税、住民税及び事業税		215
法人税等調整額		110
当期純利益		510
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		510

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
平成28年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 4,415	百万円 4,891	百万円 △13	百万円 14,670
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△326		△326
親会社株主に帰属する当期純利益			510		510
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	184	△0	184
平成29年3月31日残高	5,376	4,415	5,075	△13	14,854

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
平成28年4月1日残高	百万円 478	百万円 △94	百万円 △222	百万円 161	百万円 14,831
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				-	△326
親会社株主に帰属する当期純利益				-	510
自己株式の取得				-	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	699	△86	27	641	641
連結会計年度中の変動額合計	699	△86	27	641	825
平成29年3月31日残高	1,178	△181	△194	802	15,656

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

ケイヒン配送株式会社

ケイヒン陸運株式会社〔本店 東京都足立区〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 愛知県大府市〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕

ケイヒン海運株式会社

ケイヒン港運株式会社

ケイヒン航空株式会社

ケイヒンコンテナ急送株式会社

オーケーコンテナエクスプレス株式会社

ダックシステム株式会社

ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドほか2社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社3社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額) および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社の名称

ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドほか2社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社3社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 持分法を適用しない関連会社の名称等

エヴェレット (インディア) プライベート リミテッド

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

### (4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

決算日が連結決算日と異なる連結子会社4社の決算日は、いずれも平成28年12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし、平成29年1月1日から平成29年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物及び器具備品のうちコンピュータ機器

定額法

上記以外の有形固定資産

主に定率法

###### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

###### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ 役員退職慰労引当金

当社および主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### イ 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### ロ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

#### ハ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。また、国内連結子会社は簡便法により期末要支給額の100%を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ニ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	12,456百万円	(5,719百万円)
土地	7,137	(4,347)
投資有価証券	3,833	(—)
合計	23,428	(10,066)

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済長期借入金	3,817百万円	(—百万円)
長期借入金	6,407	(—)
合計	10,225	(—)

上記のうち（内書）は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,644百万円

### 3. 保証債務

下記の会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社ワールド流通センター 43百万円

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 65,364,457株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年5月24日 取締役会	普通株式	326	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
平成29年5月23日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の  
とおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 326百万円  
② 1株当たり配当額 5.00円  
③ 基準日 平成29年3月31日  
④ 効力発生日 平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社および連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入および社債より調達しております。

受取手形及び営業未収金に係るリスクは、営業業務取扱規程に従いリスク低減を図っております。

また、外貨建て営業債権の一部については、為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握しております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って、行うこととしております。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,715	1,715	—
(2) 受取手形及び営業未収金	5,315	5,315	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,842	4,842	—
(4) 営業未払金	(3,616)	(3,616)	—
(5) 短期借入金	(2,009)	(2,009)	—
(6) 長期借入金	(10,396)	(10,414)	18
(7) 社債	(4,000)	(3,990)	△9
(8) デリバティブ取引	—	—	—

負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の外貨建て営業債権については、デリバティブ取引（為替予約取引）を行っております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 営業未払金、ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

為替予約取引については振当処理を採用しており、ヘッジ対象とされている営業未収金と一体として処理されているため、その時価は、当該営業未収金の時価に含めて記載しております。

金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

注2 非上場株式（連結貸借対照表計上額644百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## V. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の施設等を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時 価（百万円）
2,851	3,167

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を合理的に調整した金額であります。

## VI. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 239円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 7円82銭   |

## Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

### 重要な資産の譲渡

当社の連結子会社であるケイヒン配送株式会社は、資産の効率的活用及び財務体質の改善を図るため、平成29年4月27日付けで以下の固定資産の売買契約を締結いたしました。

(1) 譲渡する相手先

譲渡先は国内の一般事業会社であります。なお、譲渡先と当社グループとの資本関係、人的関係はありません。

(2) 譲渡物件

資産内容 土地 8,189.29m<sup>2</sup> 建物 8,507.40m<sup>2</sup>

使 途 物流施設

所 在 地 大阪府門真市北岸和田2丁目

(3) 譲渡の時期

契約締結日 平成29年4月27日

物件引渡日 平成29年9月(予定)

(4) 譲渡価額等

帳簿価額 1,284百万円

譲渡価額 1,375百万円

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>6,353</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,767</b>
現金及び預金	442	営業未払金	3,101
取得手収金	247	短期借入金	1,869
営業未収資産	4,334	1年内返済長期借入金	3,485
リース投資資産	92	リース債	16
貯蔵品	4	未払費用	807
前払替費	114	未払法人税等	150
立替入金	568	未払り	35
未収入金	18	預り	185
短期貸付資産	497	前受	116
繰延税金資産	25		
その他	7	<b>固定負債</b>	<b>13,123</b>
<b>固定資産</b>	<b>30,951</b>	社債	4,000
(有形固定資産)	23,128	長期借入金	5,896
建物	14,854	リース債	29
構築物	385	長期未払負債	39
機械及び装置	917	繰延税金負債	273
車両運搬具	0	退職給付引当金	1,370
器具及び備品	266	役員退職慰労引当金	713
土地	6,654	関係会社損失引当金	427
リース資産	41	その他	374
建設仮勘定	7		
(無形固定資産)	1,553	<b>負債合計</b>	<b>22,891</b>
借地の権他	977	純 資 産 の 部	
その他	576	<b>株主資本</b>	<b>13,568</b>
(投資その他の資産)	6,268	資本剰余金	5,376
リース投資資産	46	資本準備金	3,689
投資有価証券	4,723	利益剰余金	4,515
関係会社株	1,097	利益準備金	984
長期貸付金	30	その他利益剰余金	3,530
差入保証金	342	固定資産圧縮積立金	823
その他貸倒引当金	57	別途積立金	1,513
	△29	繰越利益剰余金	1,192
<b>繰延資産</b>	<b>62</b>	<b>自己株式</b>	<b>△13</b>
社債発行費	62	評価・換算差額等	906
		その他有価証券評価差額金	906
<b>資産合計</b>	<b>37,366</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,474</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>37,366</b>

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
売 上 高 価		36,803
売 上 原 価		35,148
作 業 費	28,982	
人 件 費	2,171	
賃 借 料	1,819	
減 価 償 却 費	1,521	
税 金 他	282	
そ の 他	370	
売 上 総 利 益		1,654
一 般 管 理 費		1,054
営 業 利 益		600
営 業 外 収 益		254
受 取 利 息 及 び 配 当 金	166	
関 係 会 社 損 失 引 当 金 戻 入 益	77	
そ の 他	11	
営 業 外 費 用		297
支 払 利 息 他	208	
そ の 他	89	
経 常 利 益		557
特 別 損 失		14
固 定 資 産 処 分 損	7	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	6	
税 引 前 当 期 純 利 益		543
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		106
法 人 税 等 調 整 額		61
当 期 純 利 益		375

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本		
	資本金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成28年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 3,689	百万円 3,689
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			—
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成29年3月31日残高	5,376	3,689	3,689

項 目	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
固定資産圧縮積立金		別途積立金	繰越利益剰余金		
平成28年4月1日残高	百万円 984	百万円 835	百万円 1,513	百万円 1,131	百万円 4,465
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△326	△326
固定資産圧縮積立金の取崩		△12		12	—
当期純利益				375	375
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—
事業年度中の変動額合計	—	△12	—	61	49
平成29年3月31日残高	984	823	1,513	1,192	4,515

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日残高	百万円 △13	百万円 13,518	百万円 501	百万円 501	百万円 14,020
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△326		—	△326
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当期純利益		375		—	375
自己株式の取得	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	405	405	405
事業年度中の変動額合計	△0	49	405	405	454
平成29年3月31日残高	△13	13,568	906	906	14,474

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物及び器具及び  
備品のうちコンピュータ機器

定額法

上記以外の有形固定資産

定率法

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）  
に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

##### (3) 関係会社損失引当金

関係会社の財務体質の健全化を目的として将来予想される支援およびその他の負担に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

#### 5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 6. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### 7. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建	物	12,357百万円	( 5,719百万円)
土	地	5,873	( 4,347 )
投	資	3,833	( - )
有	価		
証	券		
合	計	22,064	(10,066 )

#### (2) 担保に係る債務

1	年	内	返	済	長	期	借	入	金	3,424百万円	( -百万円)
長	期	借	入	金	5,786	( - )					
合	計				9,211	( - )					

上記のうち（内書）は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,035百万円

### 3. 保証債務

下記の会社の銀行借入金に対し債務保証を行っております。

株式会社ワールド流通センター 43百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 757百万円  
短期金銭債務 2,032

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	1,706百万円	売 上 原 価	16,461百万円
-------	----------	---------	-----------

営業取引以外の取引による取引高

17百万円

### Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

普 通 株 式	69,327株
---------	---------

### Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	419百万円
役員退職慰労引当金損金不算入額	218
関係会社株式評価損否認	212
関係会社損失引当損	130
減損損失	80
未払事業所税	12
未払事業税	10
その他	12
繰延税金資産小計	<u>1,097</u>
評価性引当額	<u>△582</u>
繰延税金資産合計	515

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△400百万円
固定資産圧縮積立金	△363
その他	<u>△0</u>
繰延税金負債合計	<u>△763</u>
繰延税金負債の純額	<u>△248</u>

## VI. 関連当事者との取引に関する注記

種類：子会社

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との 事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ケイヒン配送 株式会社	所有 直接 70.36 間接 29.64	業務の発注	国内運送委託	6,890	営業未払金	313
子会社	ケイヒン陸運 株式会社 (本店 東京都 足立区)	所有 直接 25.00 間接 75.00	業務の発注	国内運送委託	2,481	営業未払金	455
子会社	ケイヒン陸運 株式会社 (本店 兵庫県 神戸市)	所有 直接 20.00 間接 80.00	業務の発注	国内運送委託	4,133	営業未払金 関係会社 損失引当金	601 201

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

種類：役員及び個人主要株主等

属性	会社の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との 事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の半数を所有している会社等	京友商事株式会社	被所有 直接 8.65	設備の購入 設備の修繕、保守 事務機器等のリース 土地建物の賃借	設備の購入	683	未払金	408
				設備の修繕、保守	328	営業未払金	57
				土地建物の賃借	66	差入保証金	51
				事務機器等のリース料の支払	56	リース債務	45
				リース資産の取得	19		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 京友商事株式会社は、当社役員大津英敬およびその近親者が直接・間接にて100%を保有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 221円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 5円76銭   |

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

ケイヒン株式会社  
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田弘幸 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 種村隆 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイヒン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

ケイヒン株式会社  
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 弘 幸 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 種 村 隆 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイヒン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

ケイヒン株式会社 監 査 役 会  
常勤監査役 漆 畑 光 一 ㊟  
常勤監査役 (社外監査役) 影 山 好 伸 ㊟  
常勤監査役 室 明 ㊟  
監 査 役 (社外監査役) 森 信 一 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めており、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、株式の併合を行うものであります。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### (2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

##### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

24,800,000株

##### (4) その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 2億4,800万株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,480万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> と する。 <u>附 則</u> <u>第6条(発行可能株式総数)および第7条</u> <u>(単元株式数)の変更は、平成29年10月1日</u> <u>をもって効力が発生するものとし、効力発</u> <u>生日経過後、本附則を削除する。</u>

### 第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>おお つ やす ゆき 大 津 育 敬 (昭和24年7月4日生)</p>	<p>昭和53年9月 ケイヒン アメリカ コーポレーション代表取締役社長 昭和59年4月 当社社長室長 昭和60年6月 取締役 昭和61年4月 常務取締役 平成元年6月 専務取締役 平成3年6月 代表取締役社長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長</p>	537,074株
		<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたり代表取締役として会社を運営し、グループ会社を含めた当社グループの事業活動を統轄しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。</p>	
2	<p>すぎ やま みつ のぶ 杉 山 光 延 (昭和36年6月5日生)</p>	<p>昭和60年4月 株式会社住友銀行入行 平成20年2月 当社営業統轄部担当部長 平成20年6月 取締役 平成25年6月 常務取締役 平成28年6月 専務取締役 平成29年4月 専務取締役社長補佐 兼 営業部門担当（現在）</p>	10,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 グループ会社を含めた当社グループの営業部門を統轄しているほか、社長補佐を務め、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あき わき まこと 浅 脇 誠 (昭和27年11月19日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年6月 取締役 平成25年6月 常務取締役 平成29年4月 専務取締役管理部門担当(現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン マルチトランス(シャンハイ)カンパニー リミテッド代表取締役社長	17,000株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり国際輸送に係る部門の責任者を務め、海外現地法人の役員を歴任するなど、国際物流事業に精通しているほか、管理部門を統轄し、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
4	せき もと あつ ひろ 関 本 篤 弘 (昭和33年7月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成28年6月 常務取締役宅配統轄部長(現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長	18,000株
	【取締役候補者とした理由】 流通加工・配送等に係る事業を統轄する部門の責任者を務め、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しているほか、常務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
5	お まがり ひろ ゆき 尾 曲 裕 之 (昭和34年1月5日生)	昭和55年4月 当社入社 平成9年4月 国際横浜営業部海外輸送課長 平成12年4月 横浜営業2部海外輸送チームリーダー 平成17年4月 国際輸送営業部長 平成19年6月 取締役 平成22年4月 取締役プロジェクトカーゴ営業部長(現在)	35,000株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたりプロジェクト貨物輸送に係る部門の責任者を務めるなど、国際物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	さか い まさ とし 坂 井 賢 敏 (昭和33年11月21日生)	昭和57年4月 当社入社 平成9年4月 国際営業統轄部課長 平成20年4月 横浜営業2部担当部長 平成21年4月 横浜営業2部長 平成23年6月 ケイヒン海運株式会社代表取締役社長(現在) 平成24年6月 取締役 平成26年4月 取締役海上・ターミナル営業部長(現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長	16,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたり輸出車両輸送に係る部門の責任者を務めるなど、国際物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
7	あら い まさ とし 荒 井 正 俊 (昭和37年5月15日生)	昭和60年4月 株式会社住友銀行入行 平成9年9月 株式会社読売広告社入社 平成21年7月 当社営業統轄部担当部長 平成22年4月 財務部担当部長 平成24年6月 取締役財務部長(現在)	15,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 他社での経験も含め財務・会計に関する深い知識を有し、当社財務部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
8	くわ し ま こう ぞう 桑 嶋 耕 造 (昭和32年4月13日生)	昭和55年4月 当社入社 平成7年7月 国際事業本部総務部東京管理課副課長 平成8年4月 人財開発部人財開発課課長 平成11年4月 人財開発部人事チームリーダー 平成24年6月 取締役人財開発部長(現在)	9,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 人事・労務に関する深い知識を有し、長年にわたり人事部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
9	の む ら よう すけ 野 村 洋 資 (昭和30年8月13日生)	昭和55年4月 当社入社 平成8年4月 管理本部総務部企画情報課課長 平成12年4月 営業統轄部リーダー 平成14年4月 財務部資金チームリーダー 平成20年4月 事務センター部長 平成27年6月 取締役総務部長(現在)	6,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 総務・事務管理に関する深い知識を有し、長年にわたり管理部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	おおつひでゆき 大津英敬 (昭和60年6月21日生)	平成21年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成27年4月 当社営業統轄部副部長 平成28年4月 社長室長 兼 システム統轄部長 平成28年6月 取締役社長室長 兼 システム統轄部長 (現在)	6,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 他社での経験に加え、当社営業部門を統轄する部門での経験を活かし、経営企画・情報システム部門の責任者として幅広い視点に立ち当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
11	よしむらひろし 吉村裕 (昭和41年4月24日生)	平成2年4月 当社入社 平成18年4月 ケイヒン配送株式会社営業本部部長 平成20年6月 同 取締役 平成24年6月 同 常務取締役 平成26年4月 当社宅配営業部副部長 平成28年6月 取締役関西営業部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン陸運株式会社 (本店 兵庫県神戸市) 代表取締役社長 ・ケイヒン港運株式会社代表取締役社長	3,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 関西地区の倉庫・陸上運送等に係る部門の責任者を務め、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。	
12	さかいとおる 酒井透 (昭和8年7月12日生)	昭和28年5月 協同飼料株式会社入社 平成5年6月 同 代表取締役社長 平成15年6月 同 取締役会長 平成18年6月 同 相談役 平成23年6月 同 代表取締役相談役 平成24年6月 同 代表取締役会長 平成26年10月 フィード・ワンホールディングス株式会社取締役特別顧問 平成27年6月 当社取締役 (現在) 平成27年10月 フィード・ワン株式会社取締役特別顧問 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・フィード・ワン株式会社取締役特別顧問	12,000株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたり会社の経営に携わっており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
13	<p>ほん ぼ よし あき 本 保 芳 明 (昭和24年4月20日生)</p>	<p>昭和49年4月 運輸省入省 平成13年7月 国土交通省大臣官房審議官 平成18年4月 日本郵政公社理事・専務執行役員 平成20年10月 国土交通省観光庁長官 平成22年4月 首都大学東京教授 平成26年1月 国土交通省観光庁参与(現在) 平成27年4月 首都大学東京特任教授(現在) 平成27年6月 当社取締役(現在)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省観光庁参与</li> <li>・首都大学東京特任教授</li> </ul>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 国土交通省における長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者大津英敬氏およびその近親者は、京友商事株式会社の議決権を直接・間接にて100%保有しており、当社は同社と設備の購入・修繕、事務機器等のリースおよび土地建物賃借等の取引関係があります。
2. 取締役候補者浅脇誠氏は、ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。
3. 取締役候補者関本篤弘氏は、ケイヒン配送株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と流通加工・配送業務の委託等の取引関係があります。
4. 取締役候補者坂井賢敏氏は、ケイヒン海運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。
5. 取締役候補者吉村裕氏は、ケイヒン陸運株式会社(本店 兵庫県神戸市)の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と陸上運送業務の委託等の取引関係があります。また、同氏は、ケイヒン港運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務・港湾作業の委託等の取引関係があります。
6. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏は、社外取締役候補者であります。
8. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年であります。
9. 当社は、取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
10. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役漆畑光一氏は、本總會終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ <small>かし おか ゆたか</small> 柏岡裕 (昭和28年5月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成7年7月 国際事業本部複合輸送営業部業務課課長 平成15年4月 横浜営業2部担当部長 平成20年4月 内部統制室担当部長 平成28年6月 内部統制室長(現在)	3,000株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 財務・会計に関する深い知識を有し、長年にわたり内部統制部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、監査役候補者としております。		

- (注) 1. 監査役候補者柏岡裕氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者柏岡裕氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。
3. ※印は新任監査役候補者であります。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本總會の開始の時までとなっておりますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
野口隆 (昭和31年6月24日生)	昭和54年4月 株式会社横浜銀行入行 平成12年5月 同 上大岡支店長 平成18年4月 同 執行役員 平成22年4月 同 常務執行役員 平成23年6月 同 取締役常務執行役員ブランド戦略本部、営業統括部、事務統括部担当 営業本部長 ブランド戦略本部長 ブロック営業本部統括 平成24年5月 協同飼料株式会社顧問 平成24年6月 同 取締役専務執行役員 平成26年10月 フィード・ワンホールディングス株式会社取締役専務執行役員 平成27年10月 フィード・ワン株式会社取締役専務執行役員管理本部長 兼 経営企画部管掌 (現在)	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 金融機関における長年の経験と財務・会計上の知見を当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、補欠監査役候補者としております。また、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者野口隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者野口隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者野口隆氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。
4. 補欠監査役候補者野口隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。

## 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって監査役を辞任されます漆畑光一氏に対し、その在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
漆畑光一	平成24年6月 常勤監査役 (現在)

以上

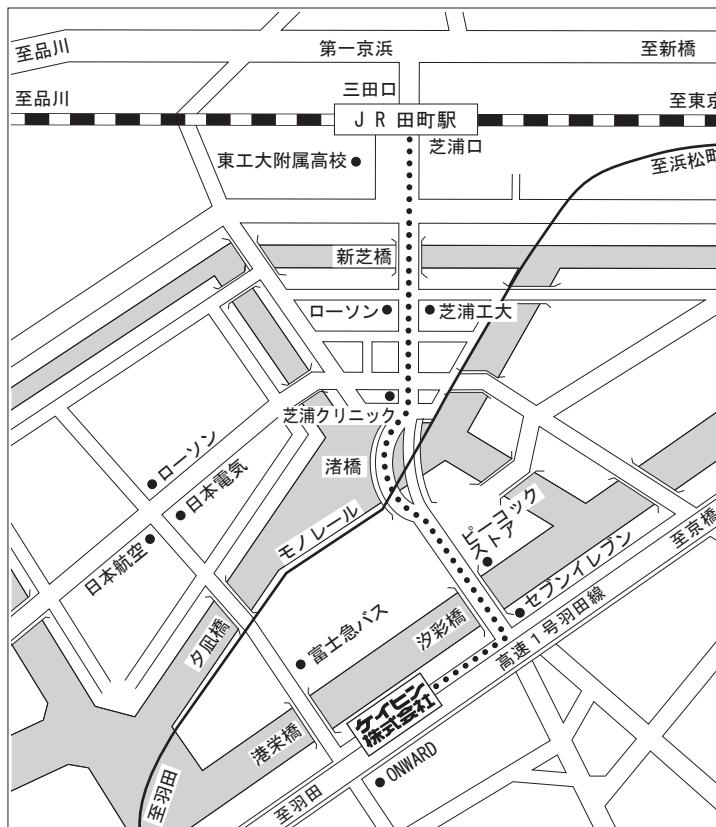


# 株主総会会場ご案内図

東京都港区海岸3丁目4番20号

**ケイヒン株式会社** 本社6階会議室

電話 (03)3456-7801 (代表)



JR田町駅芝浦口より徒歩15分

